

福島県福祉・介護職員等処遇改善加算取得のための 社会保険労務士派遣による無料相談 募集案内

障害福祉サービス事業所において、福祉・介護職員等処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に必要な要件整備のために、専門的知識を有する社会保険労務士を派遣し、指導・助言等を行い、福祉・介護職員等の処遇改善が広く行われるよう支援を行います。

- 1 派遣実施期間 令和8年9月下旬から令和9年2月末まで
- 2 対象事業者等（以下の要件をすべて満たすこと）
 - （1）福島県が所管する障害福祉サービス事業所（中核市にある事業所を除く。）を運営する事業者
 - （2）令和8年度の処遇改善加算を未取得又は処遇改善加算の区分「Ⅱ（イ・ロ）」、「Ⅲ」または「Ⅳ」を取得しており、上位区分取得を目指す事業所
 - （3）無料相談で派遣する社会保険労務士からの指導・助言等により、令和9年度に現在より上位の加算の取得を目指す事業所
 - （4）これまで特定の社会保険労務士等から指導・助言等を受けていない事業所
- 3 指導・助言等の内容
 - （1）「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年度分）」（令和8年3月31日付け障障発0331第1号及びこ支障第78号）の「3. 処遇改善加算の要件」を満たすための次の取組に関すること
 - ア 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備に関すること
 - イ 資質向上のための研修計画の策定及び研修の実施に関すること
 - ウ 資格や勤続年数などに応じた昇給の仕組みの整備に関すること
 - エ 職場環境の更なる改善や見える化に関すること
 - オ その他処遇改善加算の取得要件に関すること
 - （2）その他処遇改善加算の取得に必要な事項に関すること
- 4 指導・助言等の回数 1事業者あたり原則3回まで（1回当たり2時間程度）
※一部オンライン利用も可とする。
- 5 募集事業者数 5事業者程度
- 6 申込方法
別紙申込書に必要事項を記入の上、メール（shougaizaitaku@pref.fukushima.lg.jp）にてお申込みください。
- 7 申込期限 令和8年8月31日（月）必着
- 8 問い合わせ先
福島県保健福祉部障がい福祉課
電話：024-521-7171 電子メール：shougaizaitaku@pref.fukushima.lg.jp